

公共土木設計施工標準請負契約約款（新旧対照条文）（内容に関わる改正箇所のみ抜粋）

改正後	改正前
<p>（契約の保証）</p> <p>第4条（A） 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 契約保証金の納付 二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関等の保証 四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証 五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結 <p><u>2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認め</u> <u>た措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。</u></p> <p><u>3 第1項</u>の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第<u>6</u>項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の〇以上としなければならない。</p> <p><u>4</u> 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第55条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。</p> <p><u>5</u> 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものと</p>	<p>（契約の保証）</p> <p>第4条（A） 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 契約保証金の納付 二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関等の保証 四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証 五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結 <p><u>（新設）</u></p> <p><u>2 前項</u>の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第<u>5</u>項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の〇以上としなければならない。</p> <p><u>3</u> 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第55条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。</p> <p><u>4</u> 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものと</p>

し、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

- 6** 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の〇に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

[注] (A)は、金銭的保証を必要とする場合に使用することとし、〇の部分には、たとえば、1と記入する。

(前金払及び中間前金払)

第35条(A) 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の〇(設計に係る前払金は10分の〇)以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

[注] 受注者の資金需要に適切に対応する観点から、(A)の使用を推奨する。

〇の部分には、たとえば、4(括弧書きの部分には、たとえば、3)と記入する。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

- 3** 発注者は、**第1項**の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

- 4** 受注者は、第1項の規定により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額のうち設計に係る部分を除いた10分の〇以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。

[注] 〇の部分には、たとえば、2と記入する。

- 5** 第2項**及び第3項**の規定は、前項の場合について準用する。

- 6** 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の

し、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

- 5** 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の〇に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

[注] (A)は、金銭的保証を必要とする場合に使用することとし、〇の部分には、たとえば、1と記入する。

(前金払及び中間前金払)

第35条(A) 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の〇(設計に係る前払金は10分の〇)以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

[注] 受注者の資金需要に適切に対応する観点から、(A)の使用を推奨する。

〇の部分には、たとえば、4(括弧書きの部分には、たとえば、3)と記入する。

(新設)

- 2** 発注者は、**前項**の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

- 3** 受注者は、第1項の規定により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額のうち設計に係る部分を除いた10分の〇以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。

[注] 〇の部分には、たとえば、2と記入する。

- 4** 第2項の規定は、前項の場合について準用する。

- 5** 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の

請負代金額の10分の〇（第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の〇、設計に係る部分は10分の〇）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第37条までにおいて同じ。）の支払いを請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。

[注] 〇の部分には、たとえば、4（括弧書きの部分には、たとえば、6及び3）と記入する。

7 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の〇（第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の〇、設計に係る部分は10分の〇）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

[注] 〇の部分には、たとえば、5（括弧書きの部分には、たとえば、6及び4）と記入する。

8 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から〇日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

[注] 〇の部分には、30未満の数字を記入する。

9 発注者は、受注者が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年〇パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

[注] 〇の部分には、たとえば、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率を記入する。

第35条(B) 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会

請負代金額の10分の〇（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の〇、設計に係る部分は10分の〇）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第37条までにおいて同じ。）の支払いを請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。

[注] 〇の部分には、たとえば、4（括弧書きの部分には、たとえば、6及び3）と記入する。

6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の〇（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の〇、設計に係る部分は10分の〇）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

[注] 〇の部分には、たとえば、5（括弧書きの部分には、たとえば、6及び4）と記入する。

7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から〇日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

[注] 〇の部分には、30未満の数字を記入する。

8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年〇パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

[注] 〇の部分には、たとえば、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率を記入する。

第35条(B) 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会

社」という。)と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の〇(設計に係る前払金は10分の〇)以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

[注] 〇の部分には、たとえば、4(括弧書きの部分には、たとえば、3)と記入する。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 発注者は、第1項の規定による請求があつたときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

4 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の〇(設計に係る部分は10分の〇)から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

[注] 〇の部分には、たとえば、4(括弧書きの部分には、たとえば、3)と記入する。

5 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の〇(設計に係る部分は10分の〇)を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

[注] 〇の部分には、たとえば、5(括弧書きの部分には、たとえば、4)と記入する。

6 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、発注者と受注者が協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から〇日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

[注] 〇の部分には、30未満の数字を記入する。

7 発注者は、受注者が第5項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年〇パーセントの割合で計算した額の遅延利息の

社」という。)と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の〇(設計に係る前払金は10分の〇)以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

[注] 〇の部分には、たとえば、4(括弧書きの部分には、たとえば、3)と記入する。

(新設)

2 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の〇(設計に係る部分は10分の〇)から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

[注] 〇の部分には、たとえば、4(括弧書きの部分には、たとえば、3)と記入する。

4 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の〇(設計に係る部分は10分の〇)を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

[注] 〇の部分には、たとえば、5(括弧書きの部分には、たとえば、4)と記入する。

5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、発注者と受注者が協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から〇日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

[注] 〇の部分には、30未満の数字を記入する。

6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年〇パーセントの割合で計算した額の遅延利息の

支払いを請求することができる。

[注] ○の部分には、たとえば、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率を記入する。

(保証契約の変更)

第36条 受注者は、前条第○項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

[注] ○の部分には、第35条(A)を使用する場合は6と、第35条(B)を使用する場合は4と記入する。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

[注] 第4項は、発注者が保証事業会社に対する工期変更の通知を受注者に代理させる場合に使用する。

(債務負担行為に係る契約の前金払 [及び中間前金払] の特則)

第41条 債務負担行為に係る契約の前金払 [及び中間前金払] については、第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条及び第36条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第38条第1項の請負代金相当額（以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。た

支払いを請求することができる。

[注] ○の部分には、たとえば、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率を記入する。

(保証契約の変更)

第36条 受注者は、前条第○項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

[注] ○の部分には、第35条(A)を使用する場合は5と、第35条(B)を使用する場合は3と記入する。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

(新設)

3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

[注] 第3項は、発注者が保証事業会社に対する工期変更の通知を受注者に代理させる場合に使用する。

(債務負担行為に係る契約の前金払 [及び中間前金払] の特則)

第41条 債務負担行為に係る契約の前金払 [及び中間前金払] については、第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条及び第36条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第38条第1項の請負代金相当額（以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。た

だし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金〔及び中間前払金〕の支払いを請求することはできない。

2 前項の場合において、契約会計年度について前払金〔及び中間前払金〕を支払わない旨が設計図書（設計成果物を除く。）に定められているときには、同項の規定により準用される第 35 条第 1 項〔及び第 4 項〕の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金〔及び中間前払金〕の支払いを請求することができない。

3 第 1 項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金〔及び中間前払金〕を含めて支払う旨が設計図書（設計成果物を除く。）に定められているときには、同項の規定により準用される第 35 条第 1 項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分〔及び中間前払金相当分〕（ 円以内）を含めて前払金〔及び中間前払金〕の支払いを請求することができる。

4 第 1 項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第 35 条第 1 項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金〔及び中間前払金〕の支払いを請求することができない。

5 第 1 項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金〔及び中間前払金〕の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第 36 条第 4 項の規定を準用する。

〔注〕 [] の部分は、第 35 条 (B) を使用する場合には削除する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第 61 条 この約款において書面により行わなければならないこととされている指示等は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

だし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金〔及び中間前払金〕の支払いを請求することはできない。

2 前項の場合において、契約会計年度について前払金〔及び中間前払金〕を支払わない旨が設計図書（設計成果物を除く。）に定められているときには、同項の規定により準用される第 35 条第 1 項〔及び第 3 項〕の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金〔及び中間前払金〕の支払いを請求することができない。

3 第 1 項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金〔及び中間前払金〕を含めて支払う旨が設計図書（設計成果物を除く。）に定められているときには、同項の規定により準用される第 35 条第 1 項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分〔及び中間前払金相当分〕（ 円以内）を含めて前払金〔及び中間前払金〕の支払いを請求することができる。

4 第 1 項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第 35 条第 1 項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金〔及び中間前払金〕の支払いを請求することができない。

5 第 1 項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金〔及び中間前払金〕の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第 36 条第 4 項の規定を準用する。

〔注〕 [] の部分は、第 35 条 (B) を使用する場合には削除する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第 61 条 この約款において書面により行わなければならないこととされている指示等は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければな

らない。